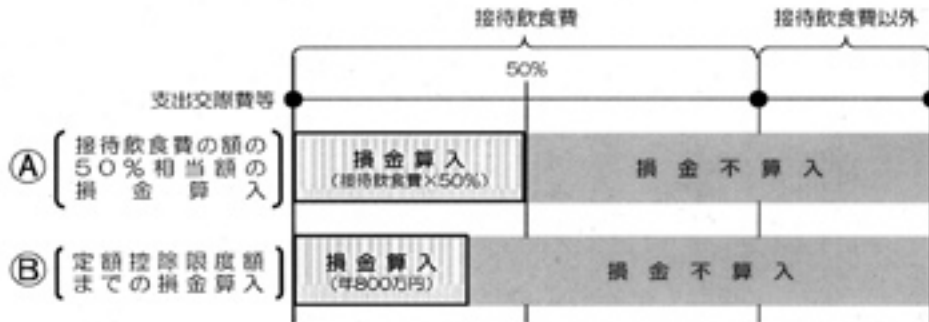


2 中小法人（注1）は、上記1の接待飲食費の額の50%相当額の損金算入と、定額控除限度額（注2）までの損金算入のいずれかを選択適用できることとされました（措法61の4①②）。

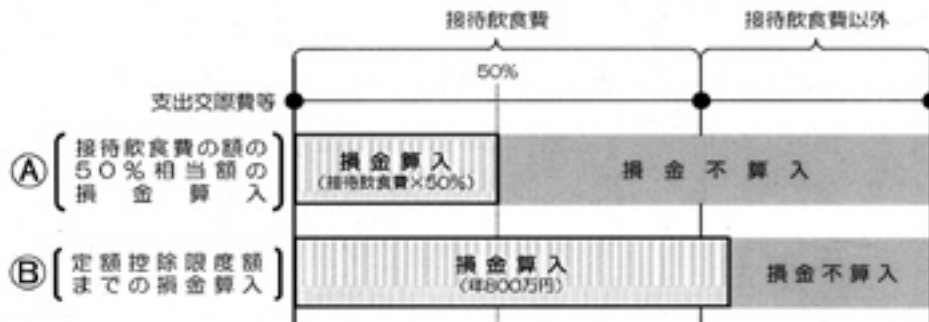
《イメージ》

（接待飲食費の額の50%相当額の損金算入と定額控除限度額までの損金算入との比較）

(1) 接待飲食費の額が年1,600万円を超える場合（損金算入額：A>B）



(2) 接待飲食費の額が年1,600万円以下の場合（損金算入額：A≤B）



（注1）中小法人とは、事業年度終了の日における資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人をいい、普通法人のうち事業年度終了の日において資本金の額又は出資金の額が5億円以上の法人などの一定の法人による完全支配関係がある子法人等を除きます（措法61の4②、措令37の4、法66⑥二・三）。

（注2）定額控除限度額とは、800万円にその事業年度の月数（1月に満たない端数があるときは、これを1月とします。）を乗じてこれを12で除して計算した金額をいいます（措法61の4②③）。

（注3）定額控除限度額までの損金算入を適用するかどうかは、各事業年度ごとに選択することができます。

（注4）定額控除限度額までの損金算入は、確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に定額控除限度額の計算を記載した別表15（交際費等の損金算入に関する明細書）の添付がある場合に限り適用することができます（措法61の4⑤）。

3 交際費等の損金不算入制度の適用期限が平成28年3月31日まで2年延長されました（措法61の4①）。

- ご不明な点や詳細につきましては、最寄りの税務署にお問い合わせください。
- 国税庁ホームページ（[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)）では、税に関する様々な情報を提供していますので、ご利用ください。
- 税務署での面接による相談を希望される方は、お待ちいただくことなく相談に対応できるよう、あらかじめ電話により面接時間を予約（事前予約制）していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。

# 法人会活動報告

## 本部

### 理事「税研修会」を開催

8月28日(木)に、日田税務署法人課税部門の豊田統括を講師に招いて、改正税法をテーマに「税研修会」を開催しました。



### 各専門委員会を開催

法人会には、総務・税制税務・広報・共益事業推進・厚生事業推進・公益事業推進の専門委員会があり、それぞれの所管事業の具体的な実施協議を行っております。



### 南九連「総会記念講演会」及び「熊本国税局長講話」

南九連総会が、9月24日(水)に宮崎市で開催され、熊本国税局の岡本局長の講話や霧島酒造(株)の江夏拓三代表取締役専務の講演が行われました。

### 「平成27年度税制改正に関する提言」を要望

11月4日(火)に全法連全国大会で決議された「税制改正に関する提言書」について衛藤代議士、原田日田市長、赤星日田市議会議長に実現に向けての要望を行いました。



## 日田支部

### 「新一年生」へ

### 「防犯ベル」を贈呈

平成26年度に日田市内の小学校へ入学する「新一年生」618名を対象にして、登下校時などでの身の危険や安全を自分自身で守るため、また事故の未然防止のためのライト付「防犯ベル」を寄贈しました。  
◇贈呈式 平成26年2月27日(木) 午後2時 日田市教育長室  
◇配布日 各小学校の新一年生入学式にて贈呈

